入　札　説　明　書

件　名　磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・
マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）

仙 台 市 立 病 院

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第20号。以下「規程」という。），仙台市市立病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市病院規程第15号。以下「特例規程」という。），仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本院が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量
(2)　調達物品の特質等
(3)　納入場所
(4)　納入期間

} 別記の１

2　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本院の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 本院の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の９により申請した者も含む。）
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当すること。（別記の９により申請した者も含む。）
(6) 別記の８の書類を提出できる者であること。

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，別添一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）に別記の８に示した書類等を添付し，入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお「同等品申請書兼承認書」（別紙様式２）については，「メンテナンス体制証明書」（別紙様式１），「提案書(技術仕様書)」(別紙様式３－１，３－２)及び「定価見積書」とともに契約担当課に提出の上，競争入札参加申請前に担当課の承認を受け，申請時に提出すること。

4　入札保証金

入札保証金は免除する。

5　入札及び開札

(1) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規程を熟知の上，入札をしなければならない。この場合において，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記５の定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。

(2) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(3) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(4) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(5) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(7) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(8) 競争加入者又はその代理人は，本院様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(9) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　供給物品名（件名）　**「磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）」**

イ　入札金額

ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示とし，総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。

(11)　競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。

また，「構成費目内訳書」（別紙様式４）については，入札書と一緒に封書に入れて入札すること。

なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし上記で示した入札書及び積算内訳書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし，郵便による入札は初度のみ認める。また，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(12)　競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(13)　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとす

る。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(15)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(16)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の７の(2) のとおりとする。

(17)　入札・開札日時及び場所は，別記の７の(2) のとおりとする。

(18)　競争加入者又はその代理人から提出された書類を本院の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(19)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）

(20)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(21)　入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止することがある。

(22)　入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(23)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(24)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書

(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書

(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書

(11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(12) 公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者の決定

(1) 有効な入札書及び構成費目内訳書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 製造請負契約について，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

(4) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(5) 落札者が，規程第14条で定める期日まで，契約書の取交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

8　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定者を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「２　入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

9　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

10　保留条項

(1) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

11　契約保証金

契約保証金は免除する。

12　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

13　支払いの条件
納入物品の代金は、検査合格後，請求により30日以内に支払う。

14　契約条項
別紙契約書案，規程及び特例規程による。

15　その他必要な事項
(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
(2) 上記２の(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名（件名）及び数量

磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）　　１式

(2)　調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

(3)　納入場所

新仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目１番地）

(4)　納入期限

平成26年7月31日まで

２　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「レントゲン機械器具」で申請している者であること。

３　入札説明書等の公開期間，入手方法

(1) 公開期間　平成25年6月6日から

(2) 入手方法　仙台市立病院ホームページよりダウンロードすること。

http://hospital.city.sendai.jp/contract/keiyaku.html

４　一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成25年6月6日から平成25年6月27日　17時まで

(2) 提出場所　仙台市立病院総務部経営管理課（新病院企画班）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

５　仕様書等についての質問書の提出期間・場所等

上記４の(1)の期間に４の(2)の場所に，持参又は郵送すること。

６　入札参加資格の審査結果通知期限

平成25年7月5日

７　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市若林区清水小路3番地の1

（担　当　課）　仙台市立病院総務部経営管理課

（調達責任者）　仙台市病院事業管理者　　遠藤　一靖

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成25年7月18日　　13時30分

イ　場　所　　仙台市立病院本院10階大会議室

※　郵送による場合

(ｱ)　受領期間　　平成25年7月5日から平成25年7月17日まで

(ｲ)　受領期限　　平成25年7月17日

(ｳ) 住　　所

（郵便番号）　984-8501

（所　在　地）　仙台市若林区清水小路3番地の1

（担　当　課）　仙台市立病院総務部経営管理課（新病院企画班）

8　その他

入札公告に示した特性等を有する物品を納入できることを証明するものとして，下記の書類を提出すること。

(1)「メンテナンス体制証明書」(別紙様式１)

(2)「同等品申請書兼承認書」(別紙様式２)

(3)「提案書(技術仕様書)」(別紙様式３－１，３－２)

(4)「定価見積書」(様式は任意)

※　磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）及びマルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）それぞれに作成

9　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加する者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成25年6月6日から平成25年6月27日　17時まで

(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

(4)　提出方法　持参すること。

留　　意　　事　　項

※一般競争入札参加認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

No	項　　目
1	一般競争入札参加申請書
2	メンテナンス体制証明書（別紙様式１）
3	同等品申請書兼承認書（別紙様式２）
4	提案書（技術仕様書）（別紙様式３－１，３－２）
5	定価見積書（様式は任意）
6	誓約書（本院様式に限る。）

○　入札時の必要書類等

No	項　　目
1	一般競争入札参加資格認定通知書　　（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証，パスポート，会社機関発行の写真入りの身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合（委任状：本院様式に限る。）
4	入札書（本院様式に限る。）
5	構成費目内訳書（別紙様式４）
6	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
7	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺、健康保険証は不可。

（案）　　㊞

契　約　番　号

売　買　契　約　書

第　　号

1　物件の名称　……

2　規格・数量　　別記内訳書記載のとおり

3　契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　免　　除

5　納 入 場 所　　仙　台　市　立　病　院

6　納 入 期 限　　平成　　年　　月　　日

上記の物件について，仙台市病院事業管理者を発注者，消費税及び地方消費税に係る〔課／免〕税業者……を受注者とし，次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

発注者　仙台市若林区清水小路３番地の１
仙　　台　　市
病院事業管理者　　遠　藤　一　靖　㊞

受注者　住　所

氏　名　　㊞

（総則）
第１条　受注者は，発注者に対して頭書の物件を内訳書，仕様書及び図面に基づき，頭書の契約金額をもって，頭書の納入期限内に納入しなければならない。
２　受注者は，発注者から特に指示を受けたときは，頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。
（納入の通知）
第２条　受注者は，物件を納入したときは，直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。前条第２項の規定により分納する場合も同様とする。
（検査）
第３条　発注者は，前条の規定により納入の通知を受けたときは，その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。
２　受注者は，前項の検査に立会わないときは，その検査の結果につき，立会わないことによる異議を申し立てることはできない。
３　第１項の検査に合格しないときは，受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い，納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については，前条及び前２項の規定を準用する。
（物件の引渡）
第４条　受注者は，納入物件が発注者の行う検査に合格したときは，納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。
（一般的損害）
第５条　物件の引渡し前に，納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし，その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については，この限りでない。
（受注者の請求による納入期限の延長）
第６条　受注者は，天災地変その他その責めに帰することができない事由により，納入期限内に納入することができないときは，納入期限内に発注者に対して，その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は，発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。
（受注者の履行遅滞の場合における違約金）
第７条　受注者の責めに帰すべき事由により，頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは，発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金を徴収するものとする。
２　前項の違約金は，遅滞日数１日につき契約金額（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差引いた額）の1,000分の１とする。
（契約代金の支払い等）
第８条　受注者は，頭書の物件のすべてについて第４条の規定による引渡しがあったのち，所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。
２　発注者は，前項の請求があったときは，これを審査し，適正と認めたときは，その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし，やむを得ない理由があるときは，その期間を45日まで延長することができる。
３　受注者は，発注者の責めに帰すべき事由により，前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは，発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の計算の例に準じ同条第１項の主務大臣の決定する率をもって計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。
（部分引渡し）
第８条の２　受注者は，第１条第２項の定めにより物件を分納し，第３条の検査に合格し，引渡しを完了したときは，所定の手続きにより当該物品に対する契約代金相当額の支払を請求することができる。
２　前条第２項及び第３項の規定は，前項の場合に準用する。
（契約保証金の還付等）
第９条　受注者の納付した契約保証金は，この契約の履行完了後，発注者から受注者へ還付するものとする。
２　受注者が契約上の義務を履行しないとき（第７条に定める履行遅滞の場合を除く。）は，契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし，受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が，契約保証金額に対して過不足ある場合は，発注者はその過不足額を追徴し，又は還付する。
（契約変更及び中止等）
第10条　発注者は，必要があるときは契約の内容を変更し，又は物件の納入を一時中止し，若しくはこれを打切ることができる。この場合において，納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
（契約の解除）
第11条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。
(1)　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
(2)　納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。
(3)　納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4)　前各号のほか，受注者がこの契約事項に違反し，その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2　受注者は，次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約内容の変更により契約金額が３分の２以上減少するとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し，その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

3　前２項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

4　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成７年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 11 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３の規定による刑に処せられたとき。

2　前条第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第 11 条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

2　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

3　前２項の規定により契約が解除された場合においては，第 11 条第３項の規定を準用する。

4　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

第12条　受注者は，発注者が特に承認した場合のほか，この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し，又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

第13条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

㊞

内　　訳　　書

品　　名	規　　格	単位	数　　量	単　　価	金　　額
(1)小計（各行の金額をたし上げて計算する。）					
(2)消費税及び地方消費税（相当）額					
(3)契約金額					

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に、仙台市立病院ＨＰで行います。

整理番号						

	質　問　事　項	回　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

別記様式（第３条関係）

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

仙台市病院事業管理者　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

当社は、仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）第３条第１項の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

印

入　札　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市市立病院契約規程を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先）

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　本人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市市立病院契約規程を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

（宛て先）

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名　△△△△株式会社

入札者氏名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　代理人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	０	０	０	０	０	０	０	０

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市市立病院契約規程を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先）

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先）

仙台市病院事業管理者

住　所

委任者

氏　名　　印

私は　　を代理人と定め，平成　　年　　月　　日仙台市立病院において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先 ）

仙台市病院事業管理者

住　所　○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号

委任者　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　○○　○○　　印

私は○○○○○を代理人と定め，平成○○年○○月○○日仙台市立病院において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　○○○○○○○○○

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑　　印

整理番号					

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　　仙台市病院事業管理者

申請人住所
商号又は名称
氏　　名　　印
電話番号

物品等又は特定
役務の名称（件名）　磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）

上記の案件に係る一般競争に参加したいので，下記の書類を添えて申請します。

なお，本申請書及び添付書類のすべての記載事項については，事実と相違ないことを誓約いたします。

1　入札説明書で示した各種証明書等（別記８）

連絡先　担当者氏名
電話番号
E-mail：

注　申請は，原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし，競争入札参加資格申請時（登録時）において，支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は，受任者名で申請して下さい。

印

［別紙様式１］

メンテナンス体制証明書

［磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）］

１　メンテナンスを行う業者名，所在地及び連絡先（電話番号とＦＡＸ番号）

２　競争入札参加希望者とメンテナンスを行う業者の関係

３　点検整備及び修理体制系統（フロー図）※修理依頼から対応までが分かるもの

４　メンテナンスを行う技術者の総数

５　障害時においては、復旧のための通報を受けてから２時間以内に現場で対応いたします。

以上について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市病院事業管理者

競争入札参加希望業者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

メンテナンス業者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

注　メンテナンス業者が複数者になる場合は、業者数分のメンテナンス体制証明書を作成し、提出して下さい。

印

［別紙様式１］

メンテナンス体制証明書

［マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）］

１　メンテナンスを行う業者名，所在地及び連絡先（電話番号とＦＡＸ番号）

２　競争入札参加希望者とメンテナンスを行う業者の関係

３　点検整備及び修理体制系統（フロー図）※修理依頼から対応までが分かるもの

４　メンテナンスを行う技術者の総数

５　障害時においては、復旧のための通報を受けてから２時間以内に現場で対応いたします。

以上について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市病院事業管理者

競争入札参加希望業者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

メンテナンス業者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

注　メンテナンス業者が複数者になる場合は、業者数分のメンテナンス体制証明書を作成し、提出して下さい。

印

［別紙様式２］

同等品申請書兼承認書

［磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）］　　（　/　枚）

No	品名	メーカー名	規格	数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※　（別紙様式３－２）提案書（技術仕様書）、のとおり調達物品に備えるべき技術的要件を満たしていますので、上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

競争入札参加希望業者　住　　所

会 社 名

代表者名　　印

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市立病院放射線技術科長　　印

印

［別紙様式２］

同等品申請書兼承認書

［マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）］　　（　/　枚）

No	品名	メーカー名	規格	数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※　（別紙様式３－２）提案書（技術仕様書）、のとおり調達物品に備えるべき技術的要件を満たしていますので、上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

競争入札参加希望業者　住　　所

会 社 名

代表者名　　印

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市立病院放射線技術科長　　印

印

［別紙様式３－１］

仙台市病院事業管理者　様

平成　　年　　月　　日

「磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・
マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）」に関する提案について

調達物品に備えるべき技術的要件に対する弊社の提案は別紙のとおりです。

競争入札参加希望業者　住　　所

会 社 名

代表者名　　印

(照会先)所属部署
担当者名
電　　話

印

［別紙様式３－２］

提案書（技術仕様書）

［磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）］　　（　/　枚）

項目番号	調達物品に備えるべき技術的要件	提案内容

印

［別紙様式３－２］

提案書（技術仕様書）

［マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）］　　（　/　枚）

項目番号	調達物品に備えるべき技術的要件	提案内容

［別紙様式４］

構成費目内訳書

供給物品名（件名）　磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・
マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）

上記供給物品について、構成費目の内訳は次のとおりです。

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注１）委任を受けて入札する場合には，受任者名で作成してください。

構　成　費　目	積　算　額
１　磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）	
２　マルチスライス方式コンピュータ 断層撮影装置（本院用）	
入札金額（１＋２）	

（注２）契約希望金額の１０５分の１００の金額です。
（注３）構成費目の積算額合計と入札金額は一致させてください。

磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・
マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）
仕様書

仙台市立病院

１　入札案件

（1）　調達物品名（件名）及び数量

磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）　　１式

（2）　納入場所

新仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目１番地）

（3）　納入期限

平成26年7月31日まで

２　総則

（1）　目的

この仕様書は、仙台市立病院（以下「本院」という。）が購入する磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）の一切に適用する。

（2）　調達物品の一般的条件

納入する機器は、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には、最新の仕様で引き渡すこと。

３　調達物品名及び主な構成内容

磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）・マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）　１式

（内訳）

（1）磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）　１式

①	マグネット・ガントリーシステム	１式
②	傾斜磁場システム	１式
③	寝台	１式
④	ＲＦシステム	１式
⑤	ＲＦコイルシステム	１式
⑥	操作コンソール	１式
⑦	制御処理システム	１式
⑧	撮像・画像処理ソフトウェア	１式
⑨	特殊画像解析（セカンドコンソール）	１式
⑩	ＭＲＩ用インジェクター	２式
⑪	サチレーションモニター	２式
⑫	赤外線バスキュラーイメージング	１式
⑬	その他周辺機器	１式
⑭	装置の搬入、据付、調整等	１式
⑮	その他技術的要件を満たす上で必要となるもの	１式

（2）マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）　１式

①	走査ガントリー	１式
②	Ｘ線検出器	１式

③	Ｘ線管球	１式
④	Ｘ線高電圧発生装置	１式
⑤	撮影テーブル	１式
⑥	操作コンソール	１式
⑦	特殊画像解析（セカンドコンソール）	１式
⑧	造影剤自動注入装置	１式
⑨	乳幼児撮影補助具	１式
⑩	その他周辺機器	１式
⑪	装置の搬入、据付、調整等	１式
⑫	その他技術的要件を満たす上で必要となるもの	１式

4　技術的要件の概要

(1)　本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。

(2)　技術的要件は全て必須の要件である。

(3)　入札機器の性能等が、技術的要件を満たしていないと判定された場合は不合格となり、入落札の対象から除外する。

(4)　入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術的仕様書、その他の入札説明書で求める提出書類の内容をもとに審査して行うものとする。

(5)　提案に関する留意事項

①　提案に際しては、提案事項が本仕様書の技術的要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するするのかを技術的要件毎に具体的かつ分かりやすく記載すること。よって、本仕様書の技術的要件に対して単に「はい、出来ます」などといった回答の提案書の場合で、提出された資料が不明確と判断される場合には、技術的要件を満たしていないものとして不合格とする。

②　提案資料等に関する照会先を明記すること。

③　提出された資料が調達側で不明確であると判断した場合は、技術的要件を満たしていない資料と見なす場合がある。

④　提出された内容等について、ヒアリングを行う場合があるので誠実に対応すること。

別紙「調達物品に備えるべき技術的要件」
「磁気共鳴断層撮影装置（3.0テスラ）」

項目番号	調達物品に備えるべき技術的要件
1	磁気共鳴断層撮影装置　機能仕様
1-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
1-1-1	装置は、本院が運用予定である放射線画像管理システムと接続できること。HIS,RIS等とのDICOM MWMによる患者属性情報の連携機能を有すること。また、磁気共鳴断層撮影装置側に必要となる接続費用は入札金額に含むこと。
1-1-2	電源容量は，90 kVA以下であること.
1-2	マグネット・ガントリーシステムは、以下の要件を満たすこと。
1-2-1	静磁場強度は、3.0T以上であること。
1-2-2	アクティブシールド方式の磁気シールドであること。
1-2-3	マグネット方式は、超伝導方式であること。
1-2-4	患者毎に自動で作動する磁場均一度向上機能（シミング機能）を有すること。
1-2-5	患者の状態確認のため、監視カメラとカメラ撮影画像を表示するカラーモニタを有すること。又は周辺機器で対応すること。
1-2-6	検査環境整備のため、ガントリー内に照明とガントリー内への送風機能を有すること。
1-2-7	ガントリー内の照明及びガントリー内への送風機能を有し、照明及び送風のON/OFFができること。また、ベッド移動の調整が、操作コンソール上からできること。
1-2-8	静磁場均一度は､40cm球状領域での平均二乗偏差測定法（40cmDSV VRMS測定法）で、標準値が1.2ppm以下であること。
1-2-9	静磁場の均一性を広範囲に確保するための工夫を行うこと。
1-2-10	患者アメニティを考慮してガントリー内部の内径が垂直方向・水平方向に対して70cm以上又はマグネットガントリー長（カバー、グラジエントコイル含）が180cm以下であること。
1-2-11	漏洩磁場の5ガウスラインは、3.1m×5.2m以下であること。
1-2-12	マグネット重量が7.2t以下であること。ただし、この重量はマグネット・ヘリウム100％充填分を含むものとする。
1-2-13	液体ヘリウム消費量は、0.0L/h以下であること。
1-2-14	スキャン時の撮像音低減のため、ハードウェアとソフトウェアに静音対策を行うこと。
1-3	傾斜磁場システムは、以下の要件を満たすこと。
1-3-1	最大傾斜磁場強度は、3軸各々で30mT/m以上であること。
1-3-2	最大スリューレイトは、125mT/m/ms以上であること。
1-3-3	最大傾斜磁場使用時は、起動時間が0.264msec以下であること。
1-4	寝台は、以下の要件を満たすこと。
1-4-1	フローティング方式又は床置方式であること。
1-4-2	最大耐加重は、200Kg以上であること。
1-4-3	最低の高さは、700mm以下であること。
1-4-4	コイルを接続するための取付部分が2個以上あること。
1-4-5	脊推撮影用コイルは、テーブル内蔵方式であること。
1-5	RFシステムは、以下の要件を満たすこと。
1-5-1	最大RF送信出力は、20kw以上であること。
1-5-2	送受信ともデジタル方式で、RF調整は自動チューニング方式であること。
1-5-3	CPU室に設置するキャビネットとガントリーシステム間のデータ転送は、光通信ケーブルで接続するなどのデジタル通信による信号減衰を防ぐ対策を行うこと。
1-5-4	MRI信号を直接的にデジタル出力ができる受信制御システム（RFレシーバー）を、マグネットシステムに内蔵すること。
1-6	RFコイルシステムは、以下の要件を満たすこと。
1-6-1	複数のアレイコイルを同時使用し、同時にデータ収集できること。

1-6-2	異なる複数のアレイコイルを同時使用し、同時にデータ収集できること。
1-6-3	フェーズドアレイコイル使用時、その各々のコイルチャネルは24チャンネル以上のRFレシーバを有すること。
1-6-4	中枢神経系全体（頭部、脊椎、脊髄全体）を撮影できる頭部・頚部・全脊椎用コイルが一体型の40エレメント以上を内蔵したフェーズドアレイコイルを有すること。また、本コイルを用いて撮影できるRFレシーバを有すること。
1-6-5	中枢神経系全体（頭部、脊椎、脊髄全体）を撮影できる40エレメント以上のフェーズドアレイコイルと、6エレメント以上のボディ用コイルを併用できること。
1-6-6	全身検査用の送受信用ボディコイルを有すること。
1-6-7	16エレメント以上で撮影できる頭頚部用フェーズドアレイコイルを有すること。また、他のフェーズドアレイコイルと併用できること。
1-6-8	12エレメント以上で心臓撮影ができるフェーズトアレイコイルを有すること。
1-6-9	6エレメント以上で腹部、胸部の撮影ができる胸腹部用フェーズドアレイコイルを2式有すること。
1-6-10	肩関節撮影用として、8エレメント以上のフェーズドアレイコイルを有すること。
1-6-11	手首関節撮影用として、8エレメント以上のフェーズドアレイコイルを有すること。
1-6-12	膝関節撮影用として、8エレメント以上のフェーズドアレイコイルを有すること。
1-6-13	乳房専用撮影用として、4エレメント以上のフェーズドアレイコイルを有していること。
1-6-14	150mmx60mm以内で4エレメント構成の局所高分解能撮像用のフェーズドアレイコイルを有すること。又は2式の円形コイルを有し、パラレル撮像ができ、更に汎用のマルチエレメントコイルを有すること。
1-6-15	100cm範囲の下肢アンギオを撮像できる単独自立型のコイルを有すること。又は他項とは別に100cm以上の範囲をカバーできるよう、保有する下肢アンギオコイルや腹部コイルなどを組み合わせて別途用意すること。
1-7	操作コンソールは、以下の要件を満たすこと。
1-7-1	オペレーションシステムは、Windows 又はLinux方式であること。
1-7-2	モニターサイズは、19インチ以上のカラー液晶モニターであること。
1-7-3	スキャンインターフェースは、高画質なMRI検査ができること。また、撮影の位置決めは、同時に3方向の画像を用いて設定できること。
1-7-4	被験者登録は、撮影部位の選択又はプロトコルの選択などにより、目的の撮影部位に対して自動的に位置決め用の撮影ができること。
1-7-5	頭部撮影及び心臓撮影は、被験者毎に解剖学的情報を読込み、自動的に撮影スライス方向を設定できること。
1-7-6	ターゲットMIPは、フリーハンドで任意の領域設定を操作コンソール上でできること。
1-7-7	MIP・マウス連動リアルタイムMIP・最小値投撮影（minIP）・表面再構成法（SSD）処理が撮像と並行して操作コンソール上でできること。
1-7-8	表示は、英語・日本語のいずれでもできること。
1-7-9	患者対話用インターコムを有すること。
1-8	制御処理システムは、以下の要件を満たすこと。
1-8-1	ホストコンピュータは、クロック周波数2.4GHz以上のデュアルCPU対応で、主記憶容量が6GB以上であること。
1-8-2	画像再構成用コンピューターの画像計算速度（1画像/256×256マトリクス、Full FOV）は、1秒間に12,000枚以上であること。
1-8-3	画像データは、ネットワークを介して、DICOM Ver.3.0以上の規格で転送できること。
1-8-4	DICOM Ver.3.0のQuery/Retrieveに対応できること。
1-8-5	DICOM Ver.3.0のPrintに対応できること。
1-8-6	DICOM Ver.3.0のWorklistに対応できること。
1-8-7	DICOM Ver.3.0のMPPSに対応できること。
1-9	撮像・画像処理ソフトウェアは、以下の要件を満たすこと。
1-9-1	最大撮像視野は、50cm以上であること。
1-9-2	最小撮像視野は、5mm以下であること。
1-9-3	最大実効撮像視野は、140cm以上であること。
1-9-4	数回に分けた撮像画像を、つなぎ目の無い長尺画像として再構成できること。

1-9-5	最短の繰返し時間（TR）は、1.11ms以下(256×256 matrix)であること。
1-9-6	頭部検査で脳梗塞を描出するためにディフュージョン撮影ができること。
1-9-7	ディフュージョン撮影で、パラレルイメージング法ができること。
1-9-8	ディフュージョン撮影時で、b factorを10,000㎟/s以上で設定できること。
1-9-9	頭部検査で造影剤を用いたパーフュージョン撮影ができ、造影剤の信号変化曲線の作成ができること。
1-9-10	3Dの高速SE法でSAR低減のため、撮影中にフリップアングル及びリフォーカスアングルを変化させながら撮影できること。
1-10	脂肪抑制法は、以下の要件を満たすこと。
1-10-1	周波数選択的な脂肪抑制法ができること。
1-10-2	脂肪抑制法であるDIXON法を有し、In-Phase及びOut of Phaseが一度の撮影でできること。
1-11	同期撮影法は、以下の要件を満たすこと。
1-11-1	心臓撮影を行うために心電同期併用型のナビゲーターエコー法による呼吸同期ができること。
1-11-2	息止め及び呼吸同期による撮影ができること。
1-11-3	心臓撮影用ナビゲーターエコー法で、心拍変動に伴いナビゲーターウィンドウで自動的に追従する機能が設定できること。
1-12	高速撮影法は、以下の要件を満たすこと。
1-12-1	パラレル影法ができること。
1-12-2	2D/3Dのステディーステートシーケンスを有し、整形領域の検査に利用できること。
1-12-3	患者の動き（回転・並進など）による画像劣化を抑制する体動補正ができること。
1-12-5	体動補正撮像が、コイルや部位による制限無く利用できること。
1-13	特殊撮影法は、以下の要件を満たすこと。
1-13-1	造影剤の到達をリアルタイムに行い、目視しながら最適のタイミングで撮影を開始できること。
1-13-2	造影剤を用いたダイナミックスキャンで、キーホール法による高速DSA撮影ができること。
1-13-3	パラレル撮像を併用した高分解能肝臓3Dダイナミック撮影（VIBE、LAVAなど）ができること。
1-13-4	スピンエコータイプ及びステディステートタイプシーケンスを用いた、非造影MRA検査ができること。
1-13-5	心臓に関する検査（息止めシネ、心筋パーフュージョン、遅延造影、ブラックブラッド）ができること。
1-13-6	心臓に関する検査（心筋パフュージョン、遅延造影）で、マルチスライス、マルチフェーズ撮影ができること。
1-13-7	心臓に関する検査（心筋パフュージョン、遅延造影）で、複数のTEによって撮影された複数画像から、最適なTI値を自動的に検索できること。
1-13-8	シングルショットEPI法を用いたボディディフュージョン撮像ができ、テーブルステッピング技術と併用して広範囲撮影（140cm以上）ができること。
1-13-9	MRスペクトロスコピー機能を有すること。
1-14	特殊画像解析は、以下の要件を満たすこと。
1-14-1	特殊画像処理及び解析処理を実施するためのセカンドコンソール又はワークステーションを有すること。
1-14-2	セカンドコンソール（又は同等品）は本院CT装置のアプリケーションソフトを活用できること。
1-14-3	MR心臓解析データを用いて、心室容量、心室容量の経時変化グラフ・心筋質量・駆出率・駆出量・心筋壁厚・肥厚（%） の解析ができること。
1-14-4	MIP,MPR,SSD等の3D処理機能を有すること。
1-14-5	モニターは、19インチ以上のカラー液晶モニターであること。
1-15	コンピュータウィルス対策を行うこと。また、対策の内容は、事前に担当者と協議を行うこと。

1-16	ネットワーク接続に際しては、事前に医事課担当職員と協議を行うこと。
2	周辺機器　機能仕様
2-1	コイル棚を2式有すること。コイル棚の仕様は、担当者と協議のうえで決定すること。
2-2	MRI用インジェクターを2式有すること。なお、MRI1.5Tを移設する部屋のMRI用インジェクターの設置費用も入札金額に含むこと。
2-3	サチレーションモニターを2式有すること。
2-4	MRI対応ストレッチャーを1式有すること。（3.0T対応）
2-5	MRI対応車椅子を1式有すること。（3.0T対応）
2-6	ハンディ型金属探知機を１式有すること。
2-7	赤外線バスキュラーイメージングを１式有すること。
2-8	MRI対応搬送用ベンチレーターを1式有すること。（3.0T対応）
3	設置要件
3-1	設置場所
3-1-1	新病院1階MRI室1に設置すること。
3-2	装置の搬入、工事、据付、調整は、以下の要件を満たすこと。また、その費用は入札金額に含むこと。
3-2-1	装置の搬入、工事、据付、調整は、本院の診療業務に支障をきたさいないよう、日時等を発注者と受注者とで協議して定めるものとする。なお、工事の進捗状況等やむを得ない事情により、装置の搬入時期の変更が必要となった場合は、柔軟に対応すること。
3-2-2	装置の搬入、工事、据付、調整は、搬入経路、各撮影室内、資材置き場等の必要な養生を行い、建物及び物品などに損傷を与えないように十分に配慮すること。また、万が一損傷をきたした場合には、発注者と受注者とで協議して定め、受注者が責任を持って現状復帰すること。
3-2-3	装置設置に伴い必要となる工事の内容及び機器搬入の方法は、事前確認及び発注者の承諾が必須条件であり、本院担当者との事前調整を行い、その承諾を得てから実施すること。
3-2-4	装置設置に伴い必要となる工事の区分は、別紙１に準拠すること。
3-2-5	装置は、本院で整備する電源で安全に使用できること。
3-2-6	工事期間中の設置作業に要する現場共益費用は、適正な費用を入札金額に含むこと。
4	保守管理体制
4-1	保守管理体制は、以下の要件を満たすこと。
4-1-1	本装置を設置し発注者の検収を受けた日から1年間の保守費用及び修理費用は、入札金額に含むこと。
4-1-2	障害発生時には、復旧のための連絡を受けてから2時間以内に現場対応ができる体制を整えること。
4-1-3	障害発生時の緊急連絡先情報を含む対応マニュアルを作成し、本院担当者に提出すること。
4-1-4	保守は、全ての交換部品代金を含むフルメンテナンス、部分メンテナンス及びスポット点検を選択できること。
5	その他
5-1	マニュアル、操作訓練体制等は、以下の要件を満たすこと。
5-1-1	装置の取扱説明書(操作マニュアル)は、各機器の日本語版を1部及びPDFによるデジタルデータを用意すること。
5-1-2	デジタルデータの操作マニュアルを参照するための携帯端末を1台有すること。携帯端末は画素数1024×768ピクセル以上のTFT(IPS)マルチタッチ液晶と64GB以上のスラッシュメモリ主記憶装置を備え、簡便な操作で参照可能なタブレット端末とする。また簡易な画像ビュアを兼ねることが可能なアップル社又はWindowsのDICOMビュアアプリを実行可能なOSを搭載すること。
5-1-3	バージョンアップ等により操作方法に変更が生じた場合には、その都度変更部分のみ最新版に差し替えるか、又は最新版マニュアルを提出すること。
5-1-4	装置の取扱いに関する教育訓練等は、日時・場所・回数を発注者と受注者とで協議して定め、当院関係者が万全の体制で治療を開始できる内容で実施すること。
5-1-5	装置の運用を円滑にするための技術的なサポートを適切に行うこと。
5-2	申請書等作成等は、以下の要件を満たすこと。
5-2-1	国及び保健所等に提出する図面や申請書等の作成を支援し、その費用を入札金額に含むこと。

5-2-2	受け入れ試験はメーカーの定める機器・方法を用いて行い、結果を書面およびデジタルデータで報告すること。また簡易な装置で実施可能な不変性試験について日常定期的に実施できる方法を提案し必要な機材があれば納入すること。また受け入れ試験のデータは普遍性試験と連動して管理可能な形式となっていること。
5-3	その他
5-3-1	納入する機器が、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、最新の仕様で納品すること。
5-3-2	主要な機器の製造番号を納品書等に明記すること。
5-3-3	本仕様に定めのない事項は、必要に応じ発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

別紙「調達物品に備えるべき技術的要件」
「マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）」

項目番号	調達物品に備えるべき技術的要件
1	マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置（本院用）　機能仕様
1-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
1-1-1	装置は、Ｘ線管球と検出器が一体となって連続回転する第三世代方式であること。
1-1-2	装置は、本院が運用予定である放射線画像管理システムと接続できること。HIS、RIS等とのDICOM MWMによる患者属性情報の連携機能を有すること。また、マルチスライス方式コンピュータ断層撮影装置側に必要となる接続費用は入札金額に含むこと。
1-2	走査ガントリーは、以下の要件を満たしていること。
1-2-1	ガントリー内の回転方式は、ダイレクトドライブ方式・ベルトドライブ方式・エアベアリング方式のいずれかであること。
1-2-2	撮影方式は、コンベンショナルスキャン及びらせんスキャンができること。
1-2-3	心臓検査以外の最短フルスキャン時間は、0.33秒/回転以下であること。
1-2-4	らせんスキャン時のスキャン時間は、1秒以下で3種類以上の選択ができること。
1-2-5	撮影領域は、最大 50cm 以上であること。
1-2-6	ガントリー開口径は、70cm 以上であること。
1-2-7	ガントリー前面側の位置からテーブル/ガントリーの制御を行えること。
1-2-8	ガントリー前後厚は、970mm以下であること。
1-2-9	ガントリーに呼吸息止め指示スピーカー（オートボイス）を有していること。
1-2-10	ガントリー内の発生熱を効率よく冷却できる空冷方式であること。
1-3	Ｘ線検出器は、以下の要件を満たしていること。
1-3-1	1回転同時128スライス以上のデータ収集ができること。
1-3-2	64列以上を実装していること。
1-3-3	体軸方向1列あたりの実効検出チャンネル数は、1,300ch以上であること。
1-3-4	1回転コンベンショナルスキャンで得られるＸ線ビーム幅が最大38mm以上であること。
1-3-5	Ｘ線複数列検出器構造は、１回のスキャンデータから異なるスライス厚を構成できること。
1-3-6	空間分解能は、0.21mm/0%MTF以下であること。
1-3-7	データ収集速度は、秒間4,600ビュー以上であること。
1-4	Ｘ線管球は、以下の要件を満たしていること。
1-4-1	陽極熱容量は、30MHU相当以上であること。
1-4-2	最大陽極冷却効率は、1,600kHU/分以上であること。
1-4-3	Ｘ線管球焦点は、全てのサイズが1.2×1.1mm以下であること。
1-4-4	回転陽極支持体は、両軸支持方式又は方軸支持方式を採用していること。
1-4-5	被ばく対策として、らせんスキャン時に撮影開始と最後の余剰なＸ線を管球側コリメータによって遮断できること。
1-4-6	Ｘ線管球焦点の熱膨張による影響を制御する機能を有すること。
1-4-7	Ｘ線管球側に被ばく低減のためのＸ線濾過フィルタを有すること。
1-5	Ｘ線高電圧発生装置は、以下の要件を満たしていること。
1-5-1	高周波インバータ方式を採用しており、出力が100kW以上であること。
1-5-2	最大出力は、140kV以上であること。
1-5-3	最小出力は、80kV以下であること。
1-5-4	最大管電流は、800mA以上であること。
1-5-5	最小管電流は、20mA以下であること。
1-6	撮影テーブルは、以下の要件を満たすこと。
1-6-1	撮影テーブルの最低高は、63cm以下であること。
1-6-2	撮影天板の幅は、41cm以上であること。
1-6-3	撮影天板の上昇速度は、最大50mm/秒以上であること。

1-6-4	撮影天板の水平速度は、最大180㎜/秒以上であること。
1-6-5	撮影天板の水平移動再現性精度は、±0.25㎜以下であること。
1-6-6	撮影範囲は、1,750㎜以上であること。
1-6-7	寝台と撮影オプションの接続部分に金属等が使用されていないこと。
1-6-8	緊急時に被検者を簡単に引き出せること。
1-6-9	患者固定用ベルトは、スライドできる機構であること。
1-6-10	患者固定用ベルトは、各々2セット用意すること。
1-7	撮影機能は、以下の要件を満たすこと。
1-7-1	最大連続スキャン時間は、連続80秒以上できること。
1-7-2	位置決め撮影の最大範囲は1,500㎜以上で設定できること。
1-7-3	コンベンショナルスキャンの撮影範囲は1,750㎜以上であること。
1-7-4	らせんスキャンの撮影範囲は1,750㎜以上であること。
1-7-5	1回のコンベンショナルスキャンで、画像スライス厚の選択範囲は、0.625～10㎜の範囲内で複数種類選択できること。
1-7-6	3次元処理用の1㎜以下のスライス厚とアキシャル読影用の5㎜以上のスライス厚の画像が生成できること。
1-7-7	1回のらせんスキャンで、0.67～5㎜の範囲内で複数種類のスライス厚を選択できること。
1-7-8	撮影時に画像ノイズを一定にできる機能があること。
1-7-9	らせんスキャンで、1㎜以下の画像スライス厚の画像が生成可能な50㎝の胸部撮影を3秒以下で撮影できること。
1-7-10	被ばく線量を低減するために、体厚による管電流制御を自動で行えること。
1-7-11	透過Ｘ線の線質変化に対する補正機能（ビームハードニング補正など）を有すること。
1-7-12	らせんスキャンで、ウィンドミルアーチファクト低減機能を有すること。
1-7-13	ＣＴ装置と造影剤注入装置の同期システムを有すること。
1-7-14	造影剤注入の状態をモニタリングスキャンし、あらかじめ設定したＣＴ値を感知した時点で自動的にスキャンを開始できる機能を有すること。
1-7-15	脳全体及び体幹部の血流量を計測するスキャン機能を有すること。
1-7-16	16㎝以上の範囲でダイナミックデータ収集ができること。
1-7-17	中耳等の微細な部位を高分解能で撮影できるモードを有すること。
1-7-18	Dual Energyイメージングができること。
1-7-19	CT透視ができること。
1-7-20	検査室内にCT透視用モニタを設置すること。
1-7-21	検査室内に術者用のCT透視コントローラを設置すること。
1-7-22	患者に対する指示音声はスキャン操作に連動して自動で行えること。
1-8	心臓検査では、以下の要件を満たすこと。
1-8-1	画像収集及び心電波形を同時収集する撮影方式であること。
1-8-2	心臓検査時の最短フルスキャン時間は、0.28秒/回転以下であること。
1-8-3	ハーフリコン時における最短時間分解能は、140ms以下であること。
1-8-4	心臓撮影に関する機能がすべて使用できること。
1-8-5	心臓撮影は最新の画像再構成機能が搭載されていること。
1-8-6	データ収集方式は、プロスペクティブスキャン及びレトロスペクティブスキャンが選択できること。
1-8-7	画像再構成アルゴリズムを複数有していること。
1-8-8	被検者の安全性を考慮し、心電波形を検査室内及び操作コンソールモニタ上で観察できること。
1-8-9	R-R間隔のパーセントの入力で画像再構成タイミングの設定ができること。
1-8-10	心臓検査専用の被ばく低減対策ができること。
1-8-11	心電図と同期した撮影・画像再構成を行う機能を有し、再構成設定ができること。
1-9	操作コンソールは、以下の要件を満たすこと。
1-9-1	操作コンソールモニタは、19インチ以上の液晶カラーモニタを1台以上有すること。
1-9-2	CPUのメモリ容量は、4GB以上であること。
1-9-3	磁気ディスクは、1TB以上の容量を有すること。

1-9-4	磁気ディスクは、250,000スライス以上の画像データを保存できること。
1-9-5	磁気ディスクは、データ保護のためRAIDシステムを採用していること。
1-9-6	撮影条件設定画面は、日本語表示対応又は英語表示対応であること。
1-9-7	画像再構成マトリクス数は、512×512以上であること。
1-9-8	画像表示マトリクス数は、1,024×1,024以上であること。
1-9-9	画像再構成時間(512×512マトリクス以上）は、最短32画像/秒以上であること。
1-9-10	ノイズ及びアーチファクトを低減するため、サイノグラムに対して繰り返し計算を行う逐次近似画像再構成（又は応用画像処理技術）を有すること。
1-9-11	設定したウィンドウ幅及びレベルでオートフィルミングができること。
1-9-12	撮影前に画像再構成領域中心及び撮影領域サイズ・画像再構成関数・スライス厚の任意設定が複数種類以上設定できること。
1-9-13	被ばく線量を撮影前にCTDI表示できること。
1-9-14	撮影プロトコルは、360種類以上設定できること。
1-9-15	オートボイス機能を有し、任意録音機能を有していること。
1-9-16	オートボイス機能は日本語を含む5か国語以上に対応していること。
1-9-17	ガントリーの傾斜操作をコンソールから遠隔操作できること。
1-9-18	3次元画像処理は、多断面再構成・ボリュームレンダリング・最大値投影表示・総和値投影表示・サーフェスレンダリングが行えること。
1-9-19	ボリュームレンダリング時に、自動で骨を除去する機能を有すること。
1-9-20	画像再構成、他画像観察、3D画像処理、MPR等の並行処理ができること。
1-9-21	撮影条件、CTDI、DLP等の検査結果のレポートをDICOM保存できること。
1-9-22	画像再構成後に画像データを3か所以上に自動転送できる機能を有すること。
1-9-23	画像保存用外部記録装置としてDVD-Rドライブを有すること。
1-9-24	CD-RまたはDVD-Rに画像データと供に画像観察用ソフトウェアも同時に書き込む機能を本体コンソール又はワークステーションに有すること。
1-9-25	DICOM3.0対応であり、Send/Receive、Query/Retrieve、Basic Print機能をサポートしていること。
1-9-26	画像サーバーと接続すること。
1-9-27	画像サーバーに対するQuery/Retrieveの接続設定を行うこと。
1-9-28	既存ワークステーションへ画像を自動転送できること。
1-9-29	無停電電源装置（UPS）を有すること。
1-9-30	本体コンソールまたはセカンドコンソールで仮想内視鏡表示がきること。
1-10	特殊画像解析は、以下の要件を満たすこと。
1-10-1	装置本体に加えて、同時に特殊画像処理及び解析処理を実施するため、以下のセカンドコンソール（又は同等品）を用意すること。
1-10-2	セカンドコンソール（または同等品）の主記憶容量は64GB以上であること。
1-10-3	セカンドコンソール（または同等品）の画像ストレージ容量は、物理容量6TB以上であること。
1-10-4	セカンドコンソール（または同等品）のクライアントは、同時に5台以上使用でき、ハードウェアを用意すること。クライアントは10か所以上接続設定できること。
1-10-5	単純心臓検査において、カルシウムスコアリング機能を有すること。
1-10-6	CT冠状動脈検査の画像処理は予め心臓抽出や冠動脈抽出の自動処理を行い、処理済みの表示可能な機能を有すること。
1-10-7	冠状動脈解析で、VR画面上の血管をクリックすることにより、血管を認識し抽出できること。
1-10-8	CT心室解析検査で、駆出率解析ができること。
1-10-9	心臓の画像解析処理は、2か所で同時に別の患者の処理が行えること。
1-10-10	CT造影検査で、大動脈、頸部又は下肢などの血管について、狭窄解析等の処理が可能であること。
1-10-11	CT造影血管検査の画像解析処理は、2か所で同時に別の患者の処理が行えること。
1-10-12	脳の血流解析ができること。
1-10-13	脳の血流解析画像解析処理は、2か所で同時に別の患者の処理が行えること。
1-10-14	体幹部ボリュームデータの血流解析ができること。
1-10-15	Dual Energy解析ができること。
1-10-16	歯科画像解析ができること。

1-10-17	大腸解析ができること。
1-10-18	他のモダリティ画像の重ね合わせができること。
1-10-19	画像保存用の外部記録装置はDVDマルチドライブであること。
1-10-20	CD-R及びDVD-Rに画像データと同時に画像観察ソフトウェアを添付できること。
1-10-21	DICOM3.0対応であり、S/R、Q/R、Basic printをサポートしていること。
1-10-22	画像サーバーと接続すること。
1-10-23	画像サーバーに対するQuery/Retrieveの設定を行うこと。
1-10-24	無停電電源装置（UPS）を有すること。
1-11	コンピュータウィルス対策を行うこと。また、対策の内容は、事前に担当者と協議を行うこと。
1-12	ネットワーク接続に際しては、事前に医事課担当職員と協議を行うこと。
2	周辺機器　機能仕様
2-1	周辺機器は、以下の要件を満たすこと。
2-1-1	造影剤自動注入装置を1式有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-1-1	造影剤と生理食塩水を使用できる2シリンジタイプであり、2種類のシリンジより選択又は同時に注入できること。
2-1-1-2	造影剤のデータ認識を行うためのICタグの認識機能があること。
2-1-1-3	造影剤の注入速度の可変注入ができること。
2-1-1-4	造影剤注入プロトコルの拡張できるようにSDカードスロットを有していること。
2-1-1-5	日本国内で発売されているCT用の造影剤（シリンジ製剤）の50～150mlのすべての容量に対して、アダプターの交換により対応できること。
2-1-1-6	操作室のコントロールパネルにリアルタイムで造影剤注入中の圧力グラフを表示できること。
2-1-1-7	撮影部位ごとに、注入時間を一定とした患者の単位体重あたりの造影剤のヨード量を勘案した注入プロトコルを保存できること。
2-1-1-8	造影剤注入装置ヘッド部に、造影剤注入中の圧力グラフを表示する注入圧力監視モニタを有すること。
2-1-1-9	造影剤の注入状態をモニタで確認しながら、任意のタイミングで生理食塩水への注入切替を行うことができるハンドスイッチを有していること。
2-1-1-10	造影剤注入中に造影剤の血管外漏出検知をサポートする、赤外線造影剤漏出検知サポートシステムを有していること。
2-1-1-11	ＣＴ検査室内の造影剤注入装置のヘッド部は天井懸垂式で、水平方向に360度回転できること。
2-1-1-12	ＣＴ装置と造影剤注入装置の同期システムを有すること。
2-1-1-13	開封前のシリンジ製剤を加温する造影剤加温器を有すること。
2-1-2	操作卓と操作用椅子2脚を有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-2-1	操作卓は本体操作コンソールの他に、オーダリング端末、インジェクタコントローラ等の機器を並べても十分な作業スペースが確保できること。
2-1-3	カラープリンタを1式有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-3-1	インクジェット方式であること。
2-1-3-2	ネットワークプリントに対応していること。
2-1-3-3	ネットワークプリントに必要な機材を用意すること。
2-1-4	乳幼児撮影補助具を1式有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-4-1	乳幼児の撮影時に、頭部及び体幹部をベルト等で確実に固定できること。
2-1-4-2	Ｘ線吸収が少なく、ストリークアーチファクトが発生しにくい材質であること。
2-1-4-3	撮影テーブルに載せて使用できること。
2-1-5	検査室内患者監視用のカメラとカラー液晶モニタを1式有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-5-1	患者監視用のカメラ2台とカラー液晶モニタ1台を有すること。
2-1-5-2	液晶モニタは壁面取り付け型とし、2台のカメラの映像を映像切替器でモニタに表示できること。
2-1-5-3	患者監視用のカメラは、遠隔操作でズーム、角度調整ができること。
2-1-6	待合廊下監視用のカメラとカラー液晶モニタを1式有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-6-1	待合廊下監視用のカメラ6台、撮影廊下監視カメラ8台、カラー液晶モニタ10台を有すること。

2-1-6-2	待合廊下監視用のカメラは、遠隔操作でズーム調整ができること。
2-1-6-3	カラー液晶モニタは、天井吊下型で任意のカメラを切替えて分割表示できること。
2-1-6-4	設置、表示方法は、事前に本院担当者と協議して決めること。
2-1-7	Ｘ線防護エプロンを1式有し、以下の要件を満たすこと。
2-1-7-1	鉛当量0.25mmPbのＬサイズを2着、Ｍサイズを1着有すること。
2-1-7-2	撮影時に患者様を防護するために、鉛当量0.35mmPbの防護用掛布2枚を有すること。
2-1-8	検査室の撮影中表示灯をガントリーの電源と連動させること。
2-1-9	CT被ばく線量シミュレーションソフトウエアを有すること。
3	設置要件
3-1	設置場所
3-1-1	新病院1階CT室1に設置すること。
3-2	装置の搬入、工事、据付、調整は、以下の要件を満たすこと。また、その費用は入札金額に含むこと。
3-2-1	装置の搬入、工事、据付、調整は、当院の診療業務に支障をきたさいないよう、日時等を発注者と受注者とで協議して定めるものとする。なお、工事の進捗状況等やむを得ない事情により、装置の搬入時期の変更が必要となった場合は、柔軟に対応すること。
3-2-2	装置の搬入、工事、据付、調整は、搬入経路、各撮影室内、資材置き場等の必要な養生を行い、建物及び物品などに損傷を与えないように十分に配慮すること。また、万が一損傷をきたした場合には、発注者と受注者とで協議して定め、受注者が責任を持って現状復帰すること。
3-2-3	装置設置に伴い必要となる工事の内容及び機器搬入の方法は、事前確認及び発注者の承諾が必須条件であり、本院担当者との事前調整を行い、その承諾を得てから実施すること。
3-2-4	装置設置に伴い必要となる工事の区分は、別紙１に準拠すること。
3-2-5	装置は、当院で整備する電源で安全に使用できること。
3-2-6	工事期間中の設置作業に要する現場共益費用は、適正な費用を入札金額に含むこと。
3-2-7	装置の各ユニットを耐震固定すること。
3-2-8	ガントリーや検査テーブル設置時に、血液等による汚染対策を施すこと。
4	保守管理体制
4-1	保守管理体制は、以下の要件を満たすこと。
4-1-1	本装置を設置し発注者の検収を受けた日から1年間の保守費用及び修理費用は、入札金額に含むこと。
4-1-2	年間を通じ24時間の故障連絡体制が、整備されていること。
4-1-3	障害発生時には、復旧のための連絡を受けてから2時間以内に現場対応ができる体制を整えること。
4-1-4	障害発生時の緊急連絡先情報を含む対応マニュアルを作成し、本院担当者に提出すること。
4-1-5	保守は、全ての交換部品代金を含むフルメンテナンス、部分メンテナンス及びスポット点検を選択できること。
4-1-6	電話回線によるオンラインサポートができること。
5	その他
5-1	マニュアル、操作訓練体制等は、以下の要件を満たすこと。
5-1-1	装置の取扱説明書（操作マニュアル）は、各機器の日本語版を1部及びPDFによるデジタルデータを用意すること。
5-1-2	デジタルデータの操作マニュアルを参照するための携帯端末を1台有すること。携帯端末は画素数1,024×768ピクセル以上のTFT（IPS）マルチタッチ液晶と64GB以上のスラッシュメモリ主記憶装置を備え、簡便な操作で参照可能なタブレット端末とする。また簡易な画像ビュアを兼ねることが可能なアップル社又はWindowsのDICOMビュアアプリを実行可能なOSを搭載すること。
5-1-3	バージョンアップ等により操作方法に変更が生じた場合には、その都度変更部分のみ最新版に差し替えるか、又は最新版マニュアルを提出すること。
5-1-4	装置の取扱いに関する教育訓練等は、日時・場所・回数を発注者と受注者とで協議して定め、当院関係者が万全の体制で治療を開始できる内容で実施すること。
5-1-5	装置の運用を円滑にするための技術的なサポートを適切に行うこと。

5-2	申請書等作成等は、以下の要件を満たすこと。
5-2-1	装置の設置後、X線漏洩線量測定を行い、報告書を指定した期限内に提出すること。また、X線漏洩線量測定費用は入札金額に含むこと。
5-2-2	国及び保健所等に提出する図面や申請書等の作成を支援し、その費用を入札金額に含むこと。
5-2-3	受け入れ試験はメーカーの定める機器・方法を用いて行い、結果を書面およびデジタルデータで報告すること。また簡易な装置で実施可能な不変性試験について日常定期的に実施できる方法を提案し必要な機材があれば納入すること。また受け入れ試験のデータは不変性試験と連動して管理可能な形式となっていること。
5-3	その他
5-3-1	納入する機器が、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、最新の仕様で納品すること。
5-3-2	主要な機器の製造番号を納品書等に明記すること。
5-3-3	本仕様に定めのない事項は、必要に応じ発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

MRI装置　工事区分表

工事区分 / 工事項目		病院側工事					メーカー側工事
		建築	電気（強電・弱電）	空調	給排水	その他	
A	**撮影室**						
1	躯体工事	○					
2	撮影室の遮音間仕切工事	○					
3	機器搬入の開口・復旧工事	○					
4	床強度の検証					○	
5	扉・窓・壁等の電波シールド工事	○					
6	磁気シールド対策	○					
7	床シンダーコンクリート工事	○					
8	室内内装仕上げ工事	○					
9	医療ガス設備				○		
10	照明設備		○				
11	ケーブルピット	○					
12	天井内ケーブルラック		○				
13	患者監視用カメラ、インターホンスピーカー（撮影指示用）						○
14	使用中／磁場発生中表示灯		○				
15	防災設備工事		○				
16	MRI装置の搬入作業						○
17	MRI装置の据付・調整作業						○
18	電波シールド性能測定	○					
19	空調設備			○			
20	酸素濃度モニター及び配線			○			
21	ヘリウムガス放出管／緊急用給排気連動設備			○			
22	キャンセラーコイル（必要に応じて）	○					
B	**操作室**						
1	躯体工事	○					
2	床・壁・天井の内装工事	○					
3	ケーブルピット又はフリーアクセスフロア工事	○					
4	照明設備		○				
5	空調設備			○			
6	電話設備		○				
7	火報・非常放送設備		○				
C	**機械室**						
1	躯体工事	○					
2	室内内装工事	○					
3	ケーブルピット又はフリーアクセスフロア工事	○					
4	配線ラック		○				
5	照明設備		○				
6	手元開閉器盤（3相3線420V　110KVA）		○				
7	接地工事		○				
8	空調設備			○			
9	除湿機用電源工事		○				
10	除湿機用排水工事			○			
11	火報・非常放送設備		○				
12	電話回線		○				
13	直接電話回線申し込み（ADSL）						○
D	**その他**						
1	チラーユニット設置工事						○
2	チラーユニット用鉄骨架台工事	○					○
3	チラー用電源設備工事（屋上開閉器止）		○				
4	チラー用制御線配線工事						○
5	チラー用給排水工事（屋上バルブ止）			○			
6	上記以降の配管及び接続工事、試運転調整						○
7	チラー用冷却水配管工事（CPU室～屋上バルブ止）			○			
8	上記以降の配管及び接続工事、試運転調整						○
9	高調波抑制対策（必要な場合）		○				
10	装置の搬入・据付・調整作業、搬入に必要な養生作業						○
11	本工事期間中に工事が必要な際の仮設分担金						○

本院第1CT装置　工事区分表

工事区分 / 工事項目		病院側工事					メーカー側工事
		建築	電気（強電・弱電）	空調	給排水	その他	
A	**建築工事**						
1	躯体・壁・床・天井工事及び内装工事	○					
2	扉・窓・壁等のX線遮へい工事	○					
3	配線ピット工事	○					
4	床耐荷重の検証					○	
5	天井吊インジェクターの取付鉄骨架台工事（材工共）	○					図面提供
6	装置ベース部の床レベリング（エポキシ樹脂）工事						○
7	天井点検口	○					
8	点滴レールの手配・取付	○					
9	流し台	○					
B	**電気設備工事**						
1	電源・接地工事 （3相3線420V　200KVA）		○				
2	手元開閉器盤		○				
3	コンセント工事		○				
4	患者モニタカメラの器具手配・取付・配線						○
5	患者モニタカメラの配線用アウトレット・空配管		○				
6	インターホンスピーカ（撮影指示用）の器具手配・取付・配線						○
7	インターホンスピーカの配線用アウトレット・空配管		○				
8	電話回線		○				
9	「使用中」表示灯の器具手配・取付・配線		○				
10	除湿機用電源工事		○				
11	照明設備		○				
12	高調波抑制対策（必要な場合）		○				
13	直接電話回線申し込み（ADSL）						○
C	**空調・給排水設備工事**						
1	空調設備工事			○			
2	除湿機用排水工事			○			
3	医療ガス設備				○		
4	洗面台				○		
D	**その他**						
1	装置の搬入・据付・調整作業、搬入に必要な養生作業						○
2	電離放射線測定・申請書類作成支援業務						○
3	本工事期間中に工事が必要な際の仮設分担金						○